

建設業社会保険未加入対策推進中部連絡協議会規約 (案)

(名称)

第1条 本協議会は、建設業社会保険~~未加入対策~~推進中部連絡協議会（以下「中部協議会」という。）という。

(目的)

第2条 中部協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における社会保険~~未加入対策~~を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険~~未加入対策~~を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 中部協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険~~未加入対策~~を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険~~未加入対策~~に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他中部協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 中部協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業団体
- 二 建設業に関係する団体
- 三 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
- 四 厚生労働省 東海北陸厚生局
- 五 愛知労働局、岐阜労働局、三重労働局、静岡労働局
- 六 国土交通省 中部地方整備局
- 七 日本年金機構 中部ブロック本部
- 八 その他協議会が必要と認める者

2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長に承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 中部協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、中部地方整備局建政部長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長代理は、中部地方整備局建設産業調整官とする。
- 5 会長及び会長代理の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第6条 中部協議会の招集は、会長が行う。

2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が決定した者により組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 中部協議会の事務は、国土交通省中部地方整備局建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、中部協議会の運営に必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

2 中部協議会開催に係る諸謝金及び交通費等の支払いについては行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月6日より施行する。(平成30年2月8日一部改訂)

平成29年度の取組状況について

①これまでに実施された取組

②今後実施する取組

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

○ 社会保険未加入対策推進協議会の設置 (H24.5～)

- ・ 建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
- ・ 実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有
- ・ 目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

○ 経営事項審査における減点幅の拡大 (H24.7～)

- ・ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大

○ 許可更新時等の確認・指導 (H24.11～)

- ・ 許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
- ・ 立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
- ・ 指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

○ 国土交通省直轄工事における対策の実施 (H26.8～段階的に実施)

- ・ 二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
- ・ 二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)

○ 地方公共団体発注の工事における対策の実施

- ・ 加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

○ 下請指導ガイドライン(課長通知)の制定 (H24.11～)

- ・ 元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
- ・ 遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

○ 直轄工事の予定価格への反映 (H24.4～)

- ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用

- ・ 各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
- ・ 建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
- ・ 研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

○ 相談体制の充実

- ・ 都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

1. 追加的な対策の実施

○ 5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・ 地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
→ 都道府県監理課長等会議(5月29日)、ブロック監理課長等会議(6月)等において対策の推進を要請
- ・ 地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ → 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(入契調査)を8月に発出済
- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定 → 中建審(7月25日)にて約款改正について了承

② 民間発注工事における対策

- ・ 標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加 → 中建審(7月25日)にて約款改正について了承
- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

⑤ 周知・啓発等の充実

- ・ 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・ 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
→ 建設業許可部局と厚生労働省との合同調査を実施
- ・ 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
- ・ 経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化 → 中建審(7月25日)にて了承、平成30年4月1日施行予定

④ 地域における優良な取組の推進

- ・ 都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる
→ 愛知県地域会議(7月20日)、埼玉県地域会議(11月20日)を開催

2. 実態の把握

○ 社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～ （平成29年7月4日建設産業政策会議）（抄）

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

（1）業界内外の連携による働き方改革

①建設産業で働く人の処遇を改善する

・社会保険の加入促進等の対策の強化

－法定福利費相当額を含む適正な請負代金額で契約を締結する責務の明確化

・一人親方への対応

－業務中の災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得等の支援、労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進への支援を実施

－適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化

⑤働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

・働き方に関する評価の拡充

（略）

－経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

・許可に際しての労働者福祉の観点の強化

－労働者福祉の状況（社会保険加入等）を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化

【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約 3 千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約 3 千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の違約罰の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約 3 千万円以上）

【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約 3 千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

●平成29年4月からの対策強化

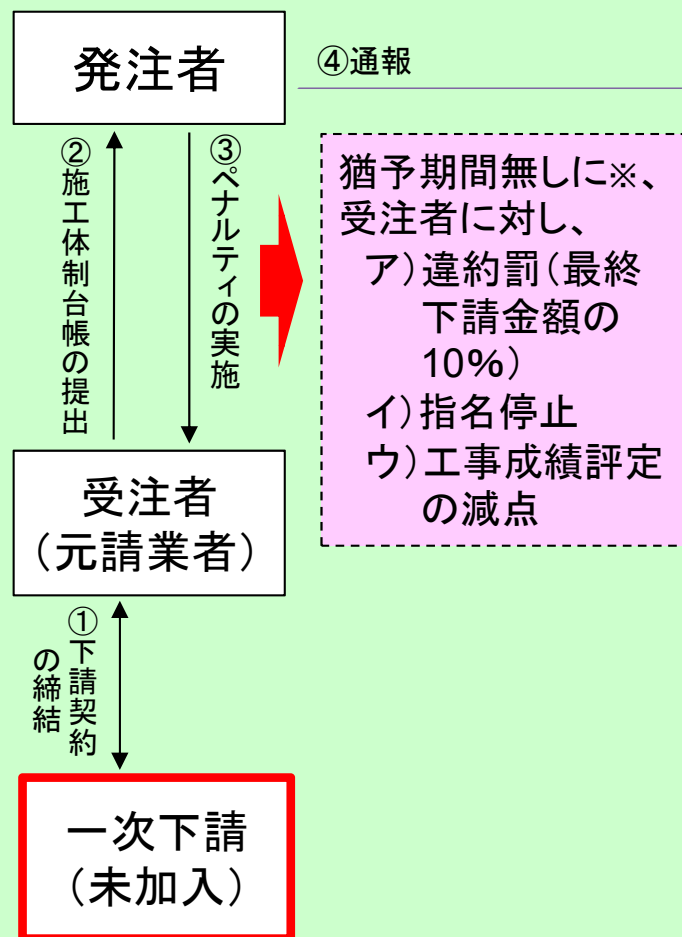
- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

【平成29年10月から適用】

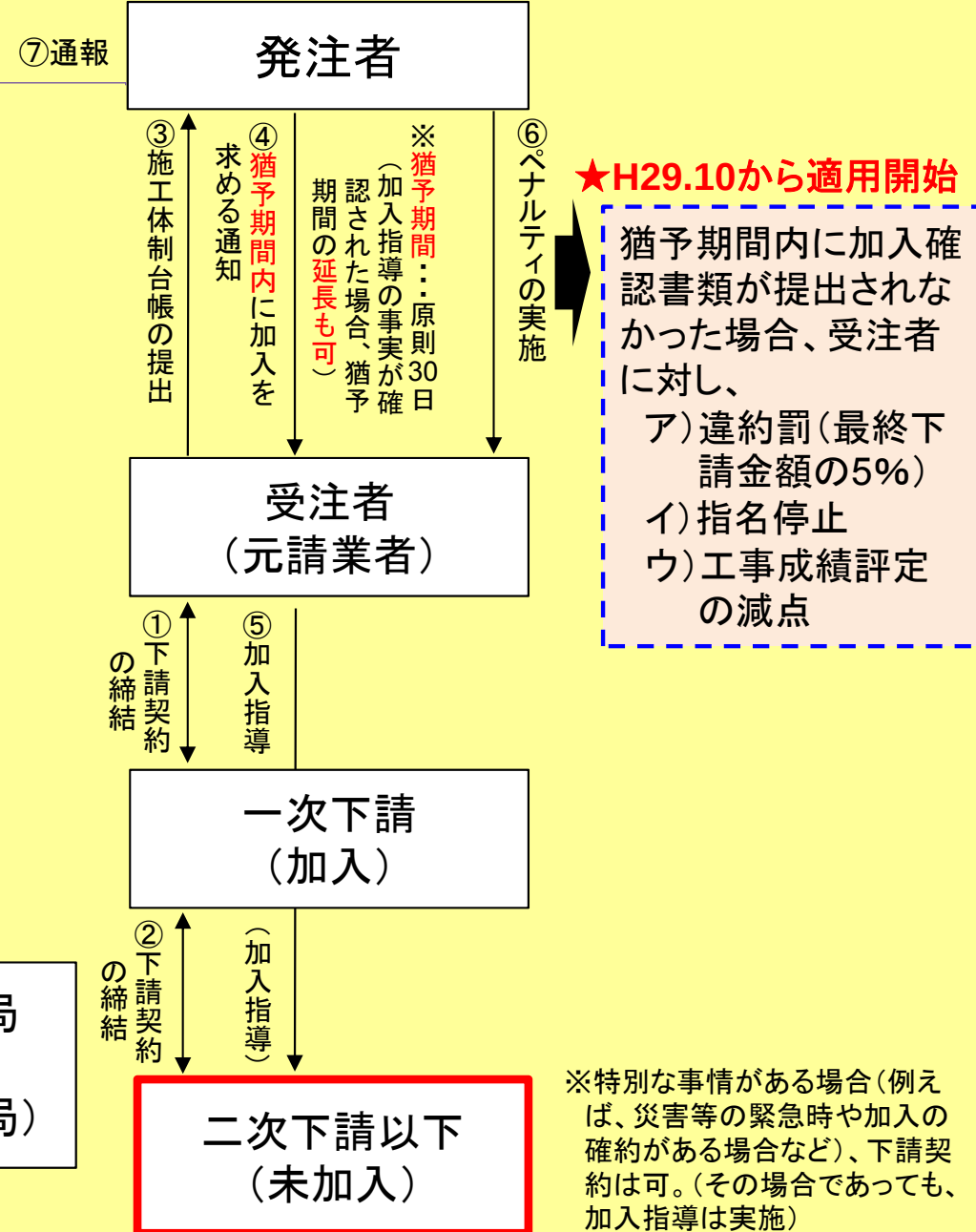
- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、違約罰（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

【一次下請が未加入】



※特別な事情がある場合、下請契約は可。(その場合であっても、発注者が指定する期間内に加入確認書類の提出が必要)

【二次下請以下が未加入】



※特別な事情がある場合(例えば、災害等の緊急時や加入の確約がある場合など)、下請契約は可。(その場合であっても、加入指導は実施)

改正の背景

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置）。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している （定期の競争参加資格審査等で確認）		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定（2次下請以降の限定も含む）		下請業者へのその他の対策を実施 （未加入業者の通報を含む）		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

改正の内容

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請（二次以降を含む）を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるよう措置。

選択肢①： 二次以下を含めた全ての下請企業を、社会保険加入企業に限定

第七条の二（Ａ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）

以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人として行うことができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から○日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

注 ○の部分には、たとえば、三十と記入する。

3（a） 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の○に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の○に相当する額

3（b） 受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の○に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

注 「十分の○」の○の部分には、たとえば、一と記入する。「百分の○」の○の部分には、たとえば、五と記入する。

（Ａ）は全ての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。

違約罰を課す場合は、（a）又は（b）を選択して使用し、課さない場合は、第三項を削除する。

選択肢②： 一次下請を、社会保険加入企業に限定する規定

第七条の二（Ｂ） 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）

以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

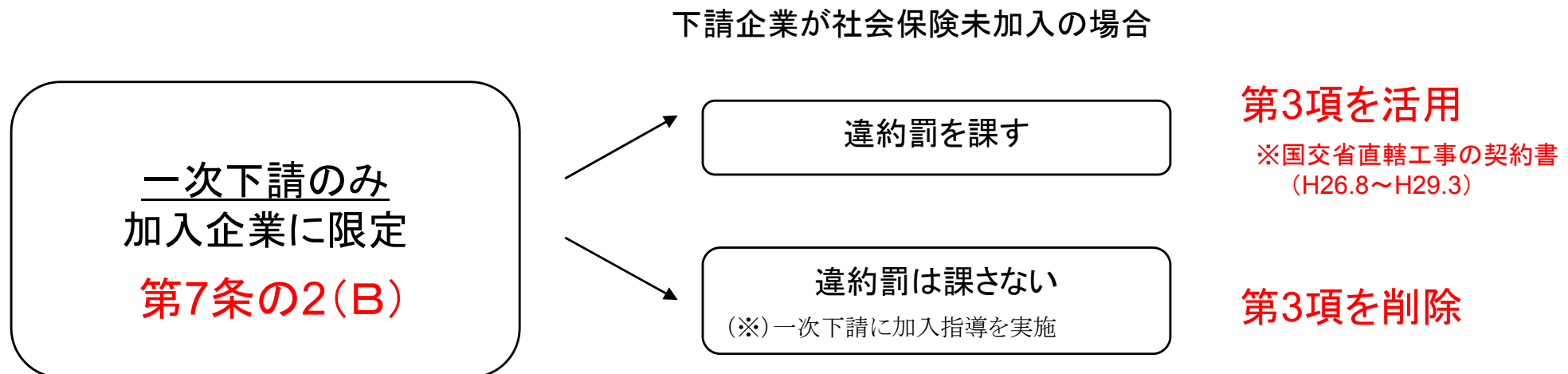
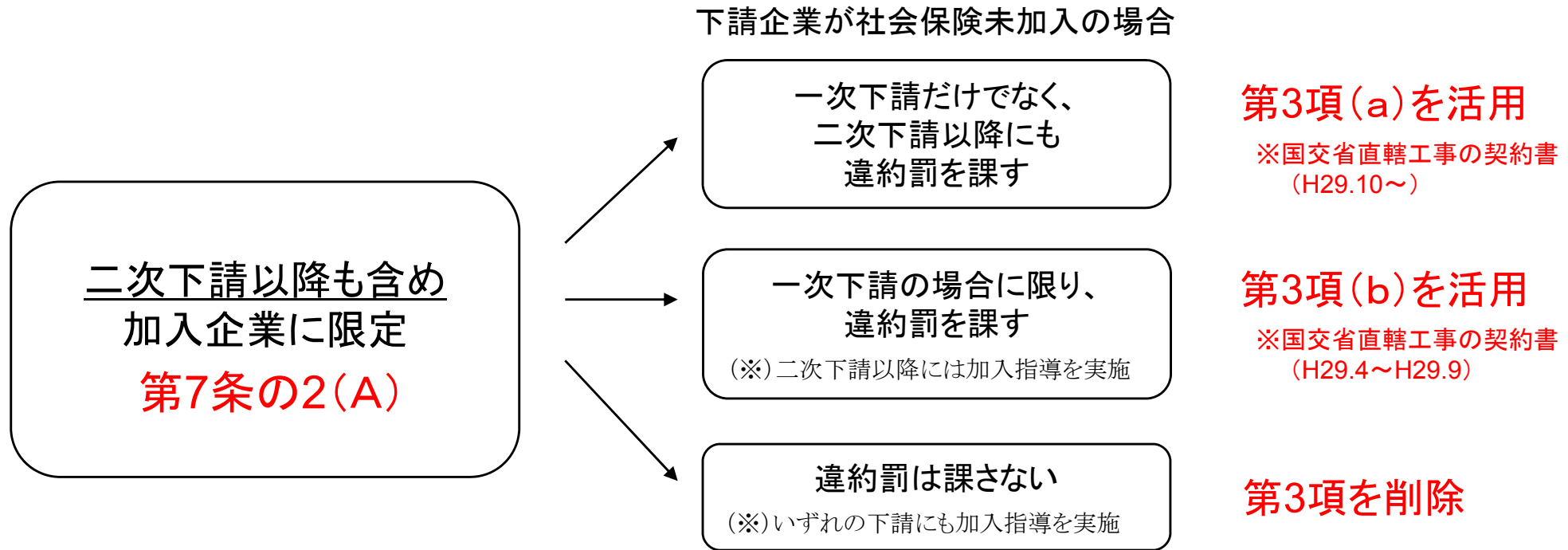
- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方として行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の十分の○に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

注 ○の部分には、例えば一と記入する。

（Ｂ）は下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。違約罰を課さない場合は、第三項を削除する。

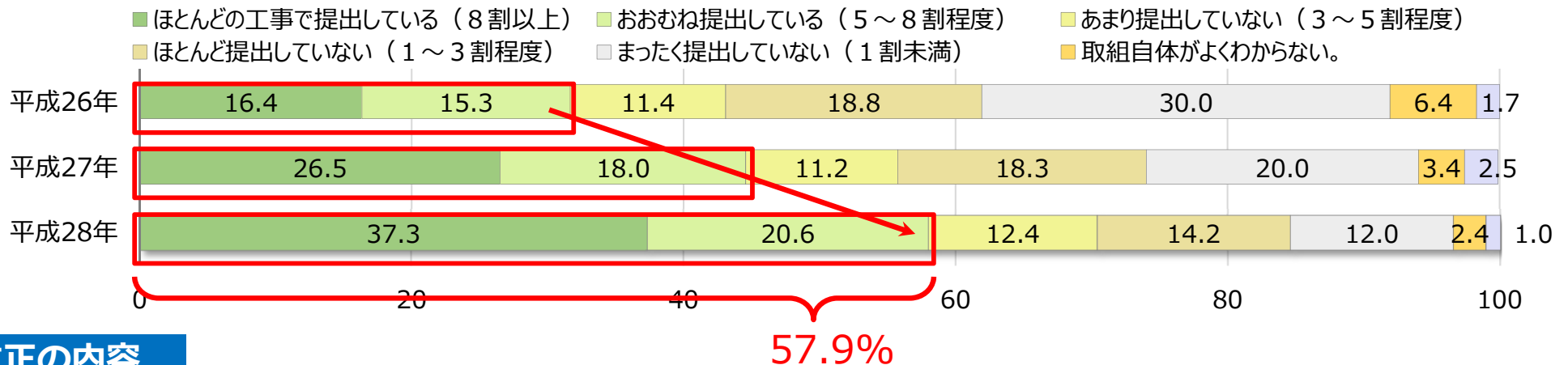


改正の背景

- 元請－下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、**法定福利費までは明示されていない。**
- 民間発注工事においては、従来、**法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。**

<見積書の提出状況（下請企業への質問）>

(出典) 法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）



改正の内容

- 社会保険への加入を一層推進していくためには、**民間発注工事や地方公共団体発注工事も含め、必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要。**
- **標準約款（公共／民間／下請）において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。**

【条文】（例：民間約款・甲） ※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

○明示する法定福利費について

- ・建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険料の事業主負担分が対象
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険



契約締結後に発注者に提出する**請負代金内訳書に法定福利費を明示する。**

＜法定福利費の計算方法＞

①労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合 ⇒ 当該労務費を使用。
- ・入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合 ⇒ 過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

②労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて、法定福利費を算出。

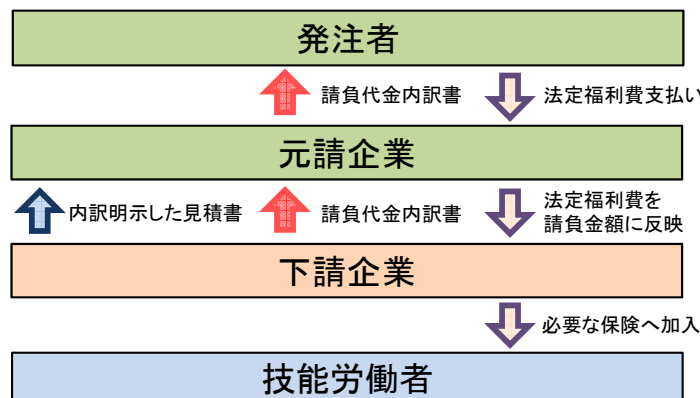
$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

③下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用(明示された法定福利費の額を合算)

$$\text{法定福利費} = (\text{下請Aの法定福利費}) + (\text{下請Bの法定福利費}) + \dots$$

(活用イメージ)



請負代金内訳書の活用

標準見積書(※)や
請負代金内訳書
の活用

※平成25年度より、見積書に法定福利費を内訳明示する取組を推進している。

(発注者) 殿

(受注者) 住所:
氏名:

請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日
工期

工事区分	工種	種別		単価	金額
工事費計					10,000,000

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 450,000円)

国土交通省直轄工事においては、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から請負代金内訳書に法定福利費を明示することとした。

民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の改正

○平成29年7月25日の中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）及び建設工事標準下請負契約約款が改正されことを受け、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款が改正された。

<改正内容>

○民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款第4条において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を明示することとする規定を追加（平成29年12月1日改正）。

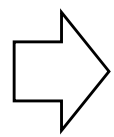
改正前	改正後
第4条 請負代金内訳書、工程表 (1) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに請負代金内訳書を監理者に提出し確認を受ける。 (2) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに工程表を発注者及び監理者に提出する。	(アンダーライン部分が改正箇所) 第4条 請負代金内訳書、工程表 (1) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに請負代金内訳書を監理者に提出し確認を受ける。 (2) <u>受注者は、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u> (3) 受注者は、この契約を締結したのち速やかに工程表を発注者及び監理者に提出する。

<民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款>
・民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会(※)において制定・改正を行っているもの。
※委員長:古阪秀三 立命館大学 客員教授
構成団体: (一社)日本建築学会 (一社)日本建築協会 (公社)日本建築家協会
(一社)全国建設業協会 (一社)日本建設業連合会
(公社)日本建築士会連合会 (一社)日本建築士事務所協会連合会

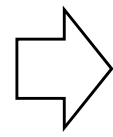
改正の背景・目的

○ 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性（W点）における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

<～H20>
・雇用保険未加入
・健康保険・厚生年金保険未加入
・賃金不払件数(自己申告)
⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<～H24>
・雇用保険未加入
・健康保険・厚生年金保険未加入
⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24～現在>
・雇用保険未加入
・健康保険未加入
・厚生年金保険未加入
⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

○ また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づく行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

改正の概要

社会性等（W点）における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等（W）の合計（右表のA）が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず（ボトムを撤廃し）、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われない環境を整備する

※平成30年4月1日施行予定

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...	...	...	...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...	...	...	...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...	...	...	...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...	...	...	...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A×10×190÷200)	1,919	0	-1,995

総合評定値(P) = 0.25X₁ + 0.15X₂ + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W

愛知県建設業社会保険加入推進地域会議(平成29年7月20日開催)

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要。
- 平成29年度より、地域におけるきめ細かな取組を推進するため、都道府県毎に社会保険の加入を推進する会議を開催することとしており、今般、その第一弾として、愛知県において愛知県建設業社会保険加入推進地域会議を開催。
- 会議においては、建設業者から自社での取組事例を紹介したほか、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択。

【開催日】平成29年7月20日

【主催】(一社)愛知県建設業協会、(一社)日本建設業連合会中部支部、
建設産業専門団体中部地区連合会、中部地方整備局

【参加者】86団体、98名

＜会議の様態＞



(株)大林組名古屋支店から社会保険加入について自社での取組を紹介



行動基準は賛成多数により採択された

＜社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準＞

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として中部地方整備局のホームページに公表している。

(232社(平成29年9月29日現在))

埼玉県建設業社会保険加入推進地域会議(平成29年11月20日開催)

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組としていくため、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要。
- 平成29年度より、地域におけるきめ細かな取組を推進するため、都道府県毎に社会保険の加入を推進する会議を開催することとしており、今般、愛知県に続き、埼玉県において埼玉県建設業社会保険加入推進地域会議を開催。
- 会議においては、元請・下請1社ずつの地元建設業者から自社での取組事例を紹介したほか、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を採択。

【開催日】平成29年11月20日

【主催】埼玉県、(一社)埼玉県建設業協会、(一社)日本建設業連合会関東支部、
建設産業専門団体関東地区連合会、関東地方整備局

【参加者】92団体、107名

＜会議の様＞



地元建設業者2社から社会保険加入について自社での取組を紹介



行動基準は賛成多数により採択された

＜社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準＞

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として関東地方整備局のホームページに公表している。

(132社(平成29年12月31日現在)) 15

○ 許可部局と保険部局との情報の共有

許可部局から保険部局への未加入企業に係る通報について、保険部局の対応状況を
四半期毎に情報共有
(→「見える化」に反映)

※通報件数延べ38,114件(平成24年11月～平成29年9月まで)

○ 合同調査の実施

実施日：平成29年12月1日

対象企業：設備系元請企業
(都内所在)

行政側：国土交通省本省
関東地方整備局
厚生労働省本省

内容：保険制度に係る質疑応答
標準見積書の活用に係る
下請への働きかけ等

【参考】これまでの取り組み

・許可部局から保険部局に対し、未加入企業を通報

・建設業取引適正化推進月間(11月)における講習会において、社会保険に関する講習の実施等

①これまでに実施された取組

②今後実施する取組

1. 企業向けの取組

- 1 - 1) 民間発注工事等における「誓約書」の活用
- 1 - 2) 建設業許可業者における社会保険加入状況の「見える化」
- 1 - 3) 社会保険加入に積極的に取り組む企業へのP R支援

2. 労働者向けの取組

- 2 - 1) 「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用
- 2 - 2) 社会保険加入対策の合理化・適正化（一人親方への対応）

1-1)民間発注工事等における「誓約書」の活用①

1. 現状

○ 発注者における加入企業に限定した取組の状況

公共

- ・ 国土交通省や一部の都道府県発注工事
→ 下請企業も含め社会保険*加入企業に限定することを発注者との契約において定めている。
- ・ 他の自治体発注工事(特に市町村)
→ 契約において加入企業に限定するに至っていない。
- ・ 平成29年7月の中央建設業審議会において、公共約款を改正し、社会保険加入企業に限定する規定を創設。

民間

- ・ 発注工事を加入企業に限定することを促す具体的な取組は行われていない。

* 社会保険…雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険

2. 課題

- ・ 建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められている状況。
- ・ 加入企業に限定していない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携わる可能性。
- ・ 発注者と受注者が連携して、社会保険の加入を進めていく取組が必要。

建設キャリアアップシステム

工事完了後であっても当該工事に従事した企業及び技能者の情報(社会保険の加入状況等)の確認が可能(現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が可能)。

※ 平成30年秋から運用開始予定

(案)

- ・ 社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する。

1-1)民間発注工事等における「誓約書」の活用②

(1) 誓約書の活用方法

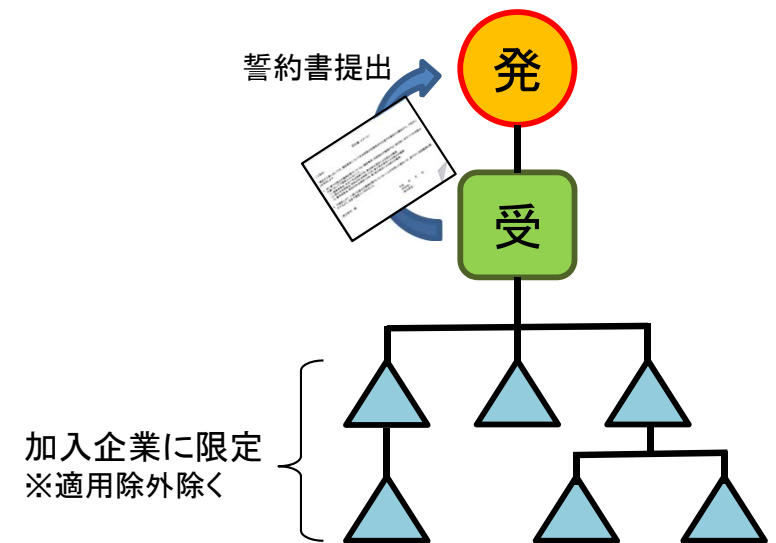
○誓約書のひな形の作成

- ・ 受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成。

○誓約書活用のイメージ

- ①受注者は、発注者に対し、誓約書を提出
- ②発注者は、提出された誓約書を受領
- ③受注者は、工事施工期間中、現場において誓約書の写しを掲示

※必要に応じ、発注者から受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるケースも想定



(2) 誓約書活用を促す取組

- ・ 国土交通省から、建設業関係団体に対して、発注者に対する誓約書の提出を推奨。
- ・ また、主要な民間発注者団体や社会保険加入企業に限定する取組を実施していない地方公共団体に対し、提出された誓約書を受領等についての協力を呼びかけ。

誓約書(イメージ)

(発注者名) 殿

(工事名)

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)をすべての回数において下請負人とししないこと。

- (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

平成 年 月 日
(所在地)
(受注者名)

1-2)建設業許可業者における社会保険加入状況の「見える化」

- 今年度中に大臣許可業者の加入状況を国土交通省HPに掲載。
- 知事許可業者の加入状況は、許可処理システムへの入力状況や厚生労働省への通報案件の回報状況等を踏まえ、掲載時期を検討。

データ閲覧 > 建設業者

建設業者 宅地建物取引業者 マンション管理業者 賃貸住宅管理業者 業者総括検索

建設業者検索

● 商号又は名称 (全角カナ検索)

○ 商号又は名称 (漢字検索)

※商号又は名称は株式会社・有限会社等を除いた名称で入力してください。

● AND条件 ○ OR条件

許可番号 許可第 号 号

所在地検索指定 都道府県選択

業種指定 業種 (略号)

営業所キーワード

結果をソート 許可行政庁 検索結果表示 10 件ずつ表示

昇順 降順

検索 クリア

建設業者 宅地建物取引業者 マンション管理業者 賃貸住宅管理業者 業者総括検索

建設業者の詳細情報

業者概要

許可番号	国土交通大臣許可 第123456号
商号又は名称	国土交通建設(株)
代表者の氏名	国土 太郎
主たる営業所の所在地	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号	03-5253-8111

経営事項審査結果			
建設業法に基づく監督処分等情報			
国土交通省発注工事における指名停止処分情報			
法人・個人区分	法人		
資本金額	25,000千円		
建設業以外の兼業の有無	あり		
保険加入状況	健康	年金	雇用
	○	○	○

※1 保険の加入状況の表示は、以下のとおりです。
「○」・・・加入又は適用除外
「-」・・・確認中
※2 なお、保険の加入状況に係る情報は、過去の許可申請等の際に、許可行政庁において確認した結果であり、現在の加入状況を保証するものではありません。現在の加入状況については、各事業者あてて確認をお願いいたします。

許可を受けた建設業の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	消	解
	2	2				2	2						2															2		

1:一般建設業 2:特定建設業

検索条件を入力してクリック

21

1-3) 社会保険加入に積極的に取り組む企業へのPR支援

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

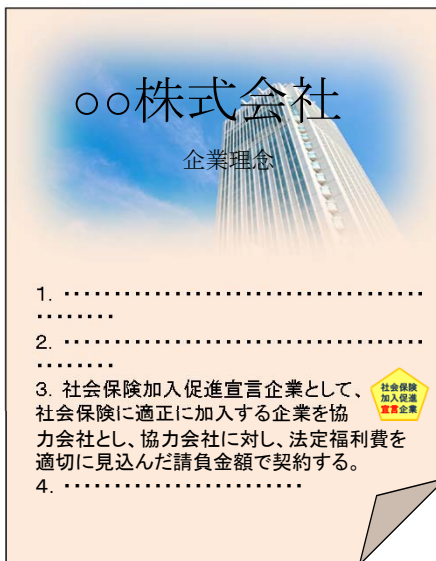
▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
元請企業	
1.	工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2.	下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3.	・・・(略)・・・
下請企業	
1.	工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
2.	労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
3.	・・・(略)・・・

積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

(イメージ)



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字

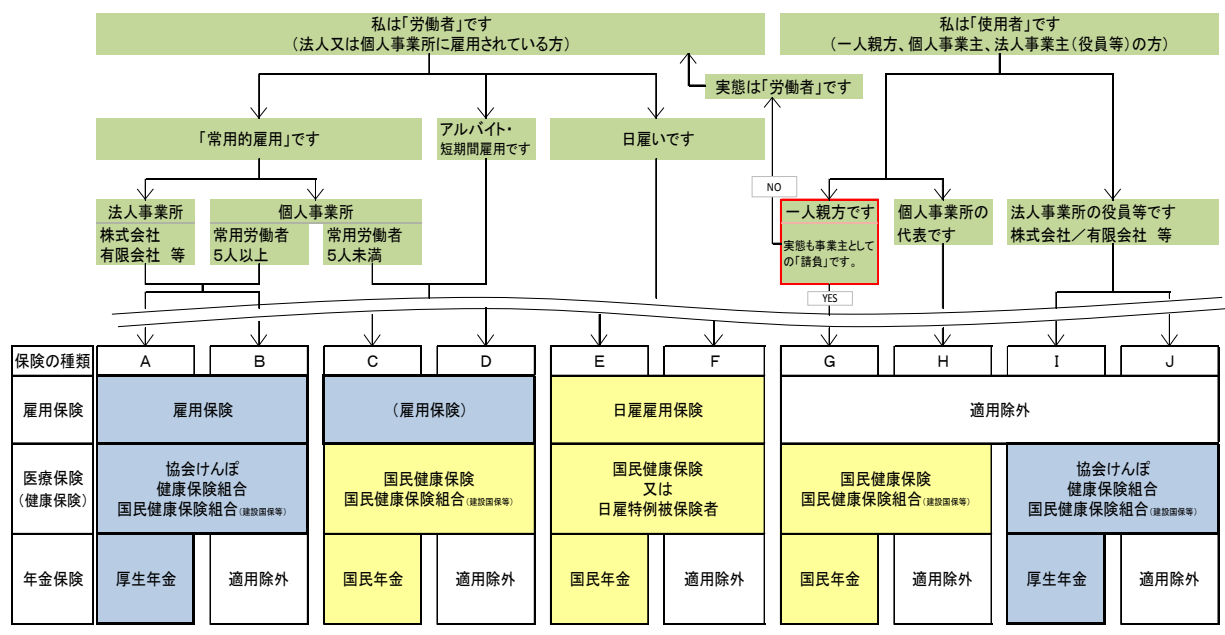
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲については、昨年12月に注意点に関する事務連絡を発出、本年4月には注意喚起の文書を国交省HPにて公表するなど、これまでも周知徹底に努めてきたところ。
- 一層の周知徹底を図るため、加入すべき社会保険をフローチャート形式で確認できるリーフレットを作成し、社会保険の加入状況の確認及び加入指導に活用する(既存の一人親方に関する「働き方チェックシート」もあわせて活用)。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

フローチャートを活用し、

- ・元請企業は、下請企業に配布し、加入状況の確認を促す
- ・下請企業は、自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認

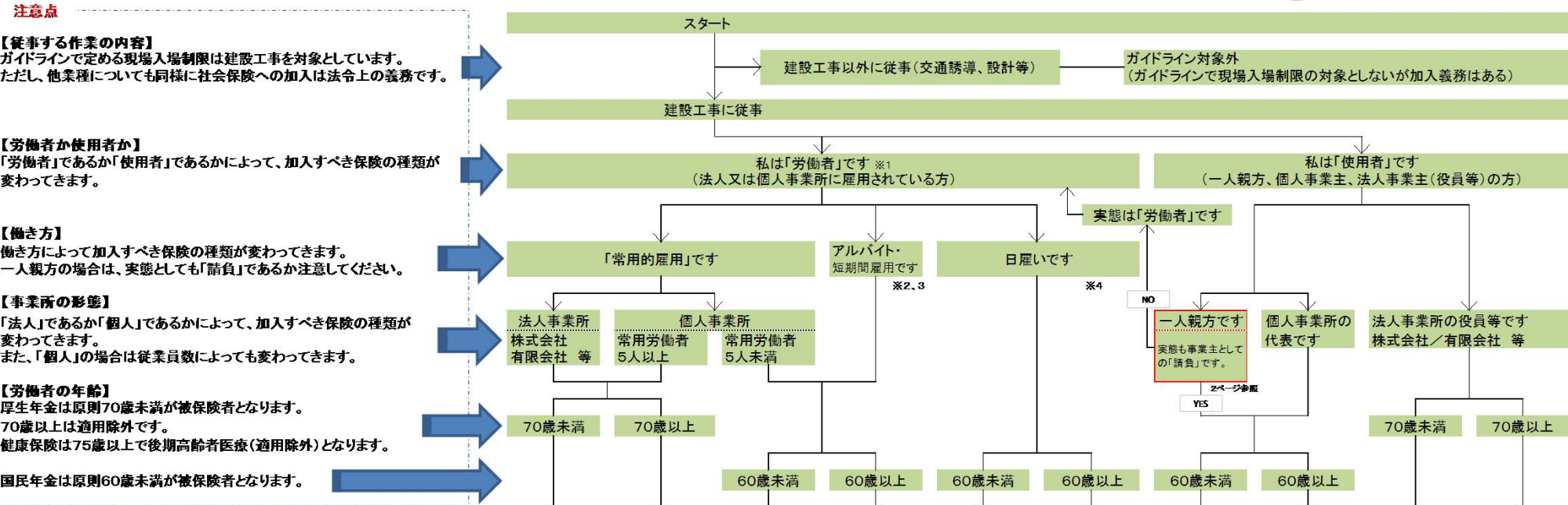


事業主に従業員を加入させる義務があるもの
＝ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲

個人で加入するもの

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。



保険の種類		加入によるメリット		A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
社会保険	労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険		(雇用保険)※5		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6	
	医療保険 (健康保険)	年金保険	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	厚生年金		適用除外		国民年金		適用除外		国民年金		適用除外		国民年金		適用除外		厚生年金		適用除外	
		年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。	適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外		適用除外	

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。
「●」がついている保険について、
作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。

適切に加入していない場合： 元請：下請に対して加入指導
下請：自社の労働者を加入させる

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
雇用保険	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—
医療保険	●	●	—	—	—	—	—	—	●	●
年金保険	●	—	—	—	—	—	—	—	●	—

(参考) 労災保険 業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。

元請が一括して加入(現場労災)

特別加入

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。

※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。

※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。

※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働報酬を受け取る者です。

※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。

※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。

*ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■ 個人で加入するもの

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。

 国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか	☐	自分に断る自由はない	☐	自分に断る自由がある
仕事先: あなたに工事を発注する会社				
Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか	☐	自分に断る自由はない	☐	自分に断る自由がある
Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか	☐	受けている	☐	受けていない
Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか	☐	仕事先から決められている	☐	自分で決められる
Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか	☐	仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要	☐	自分の判断で仕事を終えることができる
Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか	☐	別の現場での仕事を行うことは許されない	☐	別の現場で仕事を行うこともできる
Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか	☐	毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く	☐	毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している
Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか	☐	会社が代わりの者を探す	☐	自分の判断で代わりの者を探す
Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は仕事先から誰が受け取りますか	☐	代わりをした者	☐	自分
Q10. あなたの通常の実ミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか	☐	仕事を依頼した会社が負担する	☐	自分が負担する
Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか	☐	仕事を依頼した会社が提供する	☐	必要な機械・器具は自分で持ち込む
Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか	☐	仕事を依頼した会社が提供する	☐	すべて自分で調達する
Q13. あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか	☐	一日あたりの単価など働いた時間による	☐	工事の出来高見合い

左右で☑が多くついた方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い

右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

労働者性が高い
(雇用されるべき労働者)

事業者性が高い
(一人親方)

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多くついたからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。

1. 現状

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における保険加入についての下請・元請の役割

(下請企業の役割)

雇用関係にある労働者(社員)なのか、請負関係にある者なのかを明確に区分し、労働者である場合には、適切な社会保険に加入させること

(元請企業の役割)

①下請企業が作成した作業員名簿を用いて作業員の社会保険の加入状況を確認すること、

②作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員なのか請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めるなど、作業員が適切な保険に加入しているか確認をすること

○一人親方の労働者性の判断(※)の参考となるよう、判断事例集等を記載したリーフレットの作成・周知

※仮に形式上請負で契約していても、実態上労働者として使用しているのであれば、労働者として自社の保険に加入させる必要がある

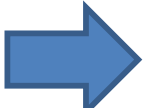
2. 課題

(1)業界からの意見

- ・ 法定福利費の負担を免れるため一人親方として請負形態を取っているとのケースがある
- ・ 一人親方であるにもかかわらず、「下請指導ガイドライン」の誤った理解に基づく元請からの指導により、社会保険への加入を強制される

(2)確認・判断の難しさ

- ・ 作業員名簿に記載された内容の真正性を確認することは事務的に煩雑
- ・ 一人親方の労働者性について第三者である元請が判断することは困難



現場における確認指導や判断について、できる限り合理化しつつ、適正に行う仕組みを講じることで、社会保険加入対策の更なる合理化・適正化を図ることが必要。

対応の方向性

(a) 作業員名簿による確認(案)

現在の記載事項

・健康保険
・年金保険
・雇用保険

保険の名称・
被保険者番号の一部

※一人親方の場合、
一般的に「国民健康保険」「国民年金」と記載される。

「下請指導ガイドライン」においては、
「作業員名簿」を活用して各作業員の
保険加入状況を確認することとして
いる。

作業員名簿への記載事項の追加(案)

・健康保険
・年金保険
・雇用保険

保険の名称・
被保険者番号の一部

＋ 上記に加えて、例えば、作業員の属性(年齢や就業年数)、「労災保険の特別加入制度」への加入状況、保険料の納付状況などについて、追加的に確認することとしてはどうか。

(b) 契約形態の確認(案)

- ・(a)によっても一人親方かどうか疑義がある場合、必要に応じて、当該作業員が交わす契約形態について確認することとしてはどうか。
- ・例えば、再下請通知書に添付する契約書を確認し、請負契約以外(例:単価契約)の契約を交わしている場合については、元請企業は、下請企業を通じて確認等を行ってはどうか。

今後、上記の方向性に基づき、具体的な方法等について検討を進める(ガイドラインの改訂も視野)。

※建設キャリアアップシステムの活用についても検討

本人情報		証	開
	ID	123456789012	☒ ☒
	氏名	建設 太郎	☒ ☒
	生年月日	345 1970/07/07	☒ ☒
	年齢	49歳	☒ ☒
	性別	男	☒ ☒
経歴年数 20年	住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	☒ ☒
	電話番号	03-1234-5678	☒ ☐
	緊急連絡先	03-1234-1234	☒ ☐
	FAX	03-1234-5679	☒ ☐
	メール	〇〇@〇〇.co.jp	☒ ☐
	国籍	日本	☒ ☒
	在留期間	--	☒ ☐
職種		証	開
大工		☒ ☒	
足場とび工		☒ ☒	
保有資格		証	開
登録基礎技能者講習	登録建築大工基幹技能者	2015.12.20	☒ ☒
技能検定	一級建築大工技能士	2005.03.20	☒ ☒
建築士	木造建築士	2012.01.18	☒ ☒
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2003.04.05	☒ ☒
特別教育	ロープ高所作業	2003.02.17	☒ ☒
学歴・指定学科		証	開
〇〇〇大学	建築学科	☒ ☒	
表彰実績		証	開
優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20	☒ ☒	
所属事業者	雇用日	証	開
〇〇建設(株)	1999.04.01	☒ ☒	
社会保険加入状況		記号・番号	証
健保	〇 協会健保	12345678-12345678	☒ ☒
年金	〇 厚生年金	12345678-12345678	☒ ☒
雇用	---	12345678-12345678	☒ ☒
健康診断		健康診断	証
一般検診	2019.04.20	☒ ☒	
特殊検診	2019.04.20	☒ ☒	
労災保険特別加入状況		番号	証
一人親方特別加入	---	---	☐ ☒
退職共		123456789	☒ ☒
中退共	---	---	☐ ☒

(参考)建設キャリアアップシステムの活用イメージ

【建設キャリアアップシステムについて】

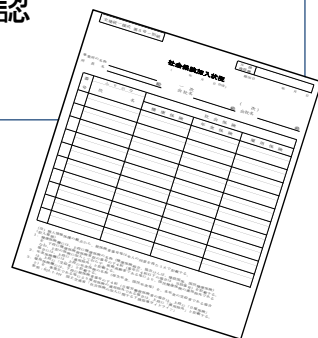
技能者の就業履歴や保有資格等を業界統一のルールで蓄積することにより、個々の技能者が経験や技能に応じて適正に評価され、その処遇の改善が図られる環境を整備するための仕組みであり、平成30年秋からの運用開始を予定している。

《システムのポイント》

- ①一人親方も含めた技能者について、本人の生年月日、保有資格、社会保険加入状況といった情報を、真正性を確認した上で登録。
- ②登録した技能者に対し固有のICカードを交付。これを現場のカードリーダーで読み取ることで、就業履歴が自動的に蓄積。

＜現在＞

現場作業員の社会保険の加入状況については、下請企業が作成する作業員名簿により確認



＜キャリアアップシステムの活用＞

- ・システムに蓄積された情報に基づく合理的かつ適正な確認・指導が可能となる
- ・一人親方に対する確認も合理的かつ適正に実施が可能



* 平成30年秋に運用開始予定

社会保険加入等の状況について

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

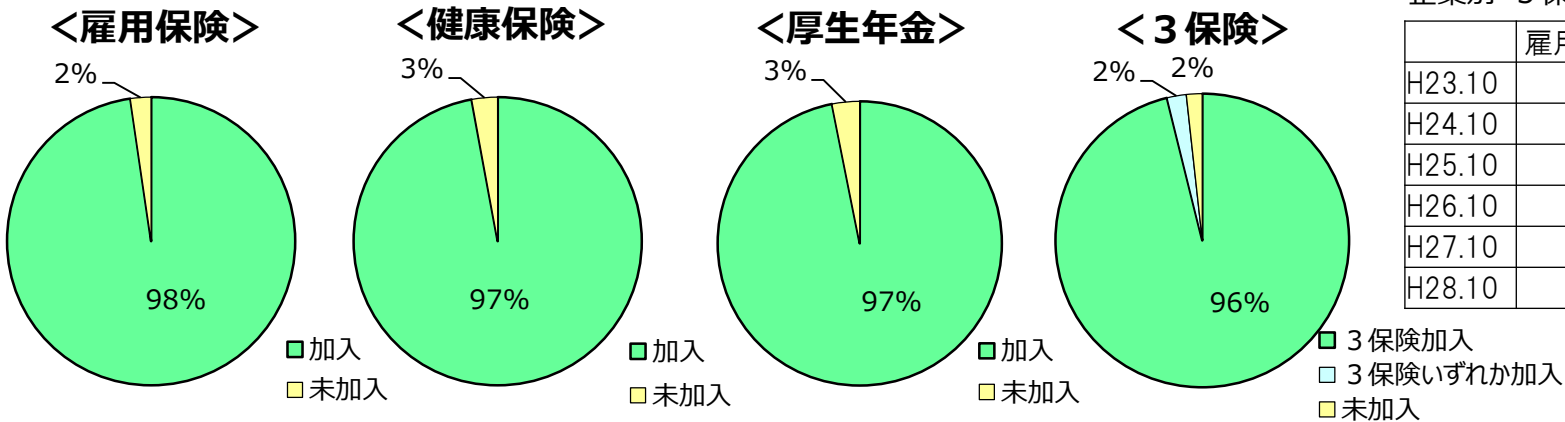
③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%**〔対前年度比+0%〕、**健康保険では97%**〔対前年度比+0.4%〕、**厚生年金保険では97%**〔対前年度比+0.6%〕となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%**〔対前年度比+1.8%〕、**健康保険では80%**〔対前年度比+3.5%〕、**厚生年金保険では78%**〔対前年度比+3.8%〕となっています。

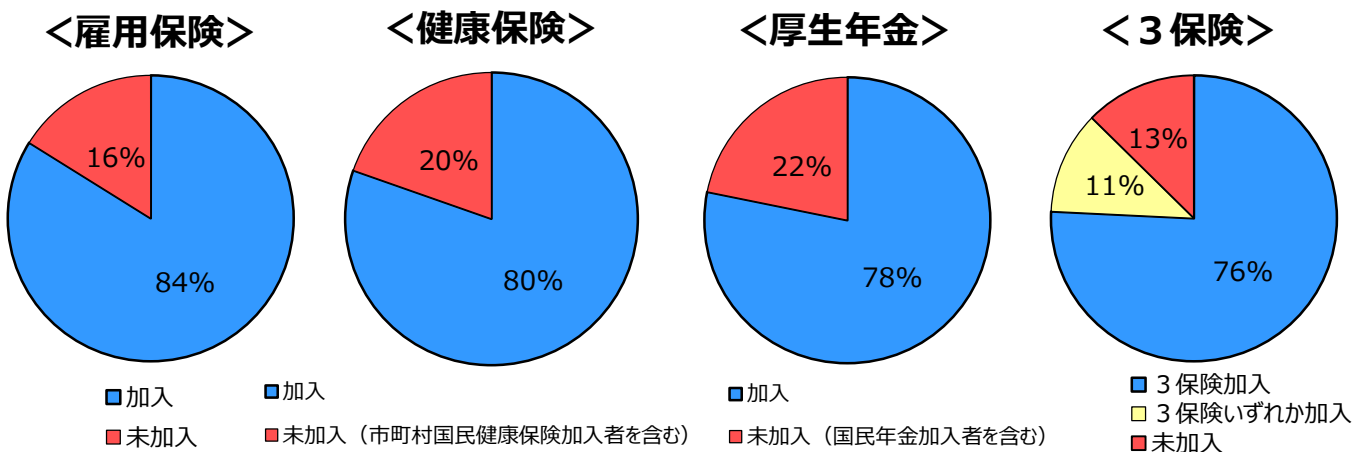
企業別



企業別・3 保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3 保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%

労働者別

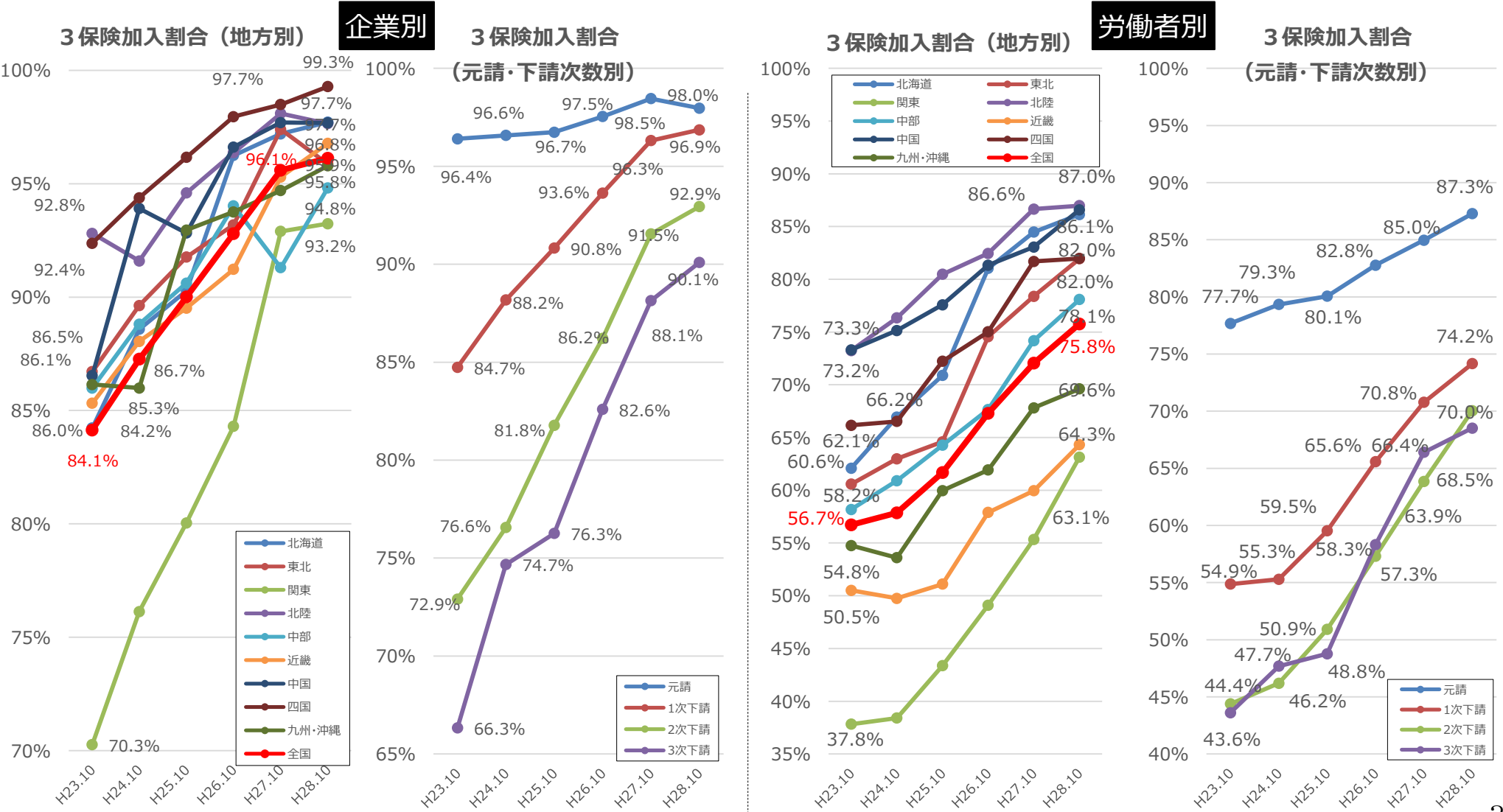


労働者別・3 保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3 保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的には加入割合は上昇傾向にありますが、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。企業別では、関東と他地方との差が小さくなりました。



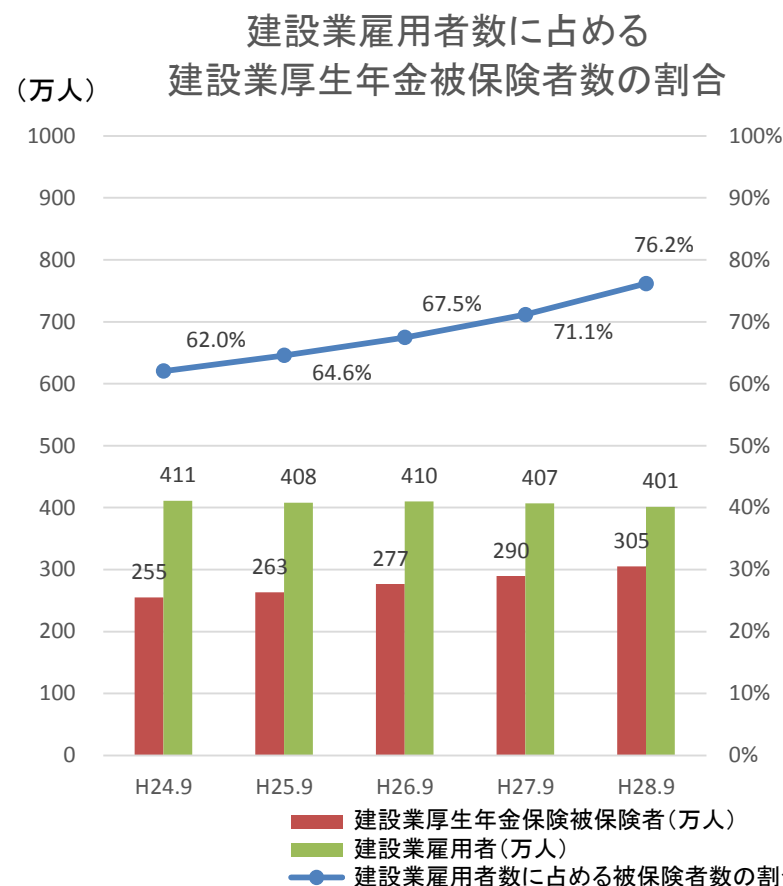
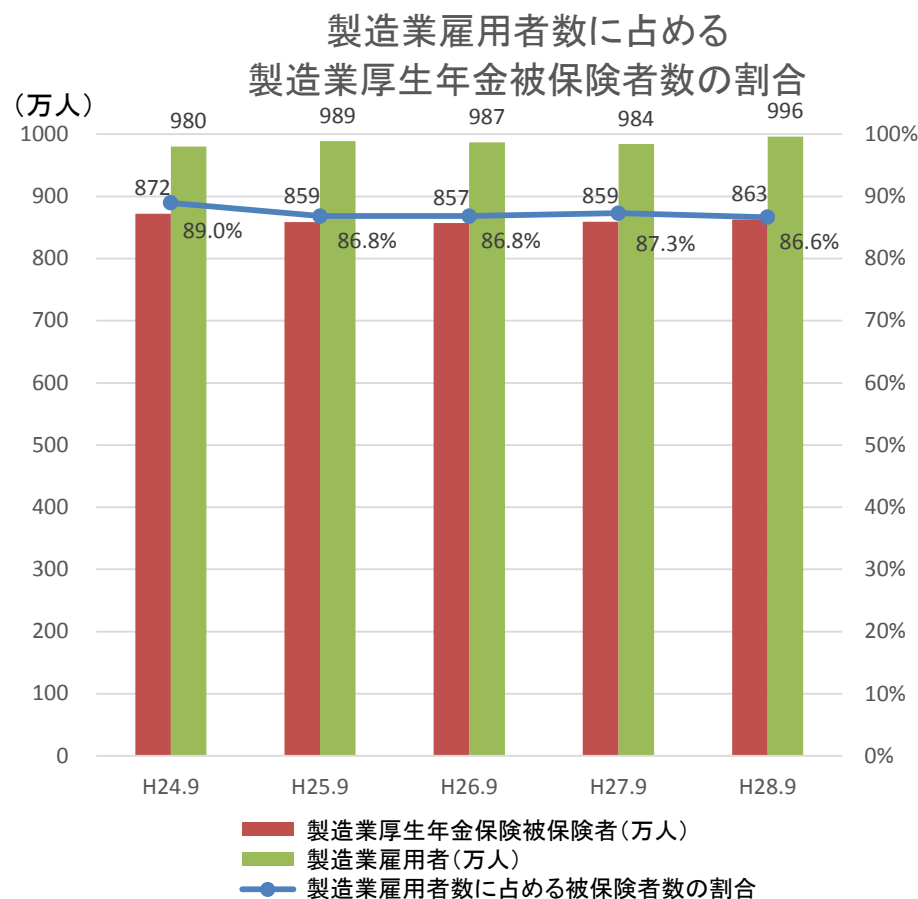
雇用者数に占める厚生年金保険被保険者数の割合の比較(製造業／建設業) 国土交通省

『厚生年金保険業態別規模別適用状況調』(厚生労働省)における「厚生年金保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※ この場合、分母である雇用者数及び分子である厚生年金保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※ 『労働力調査』における「雇用者」と、厚生年金保険が適用される者は、実際には一致しない(例えば、厚生年金保険の適用されない、常用労働者が5人未満の事業者を使用される労働者も、分母に含まれる)

※なお、健康保険加入率については、統一的な被保険者数のデータが把握できない

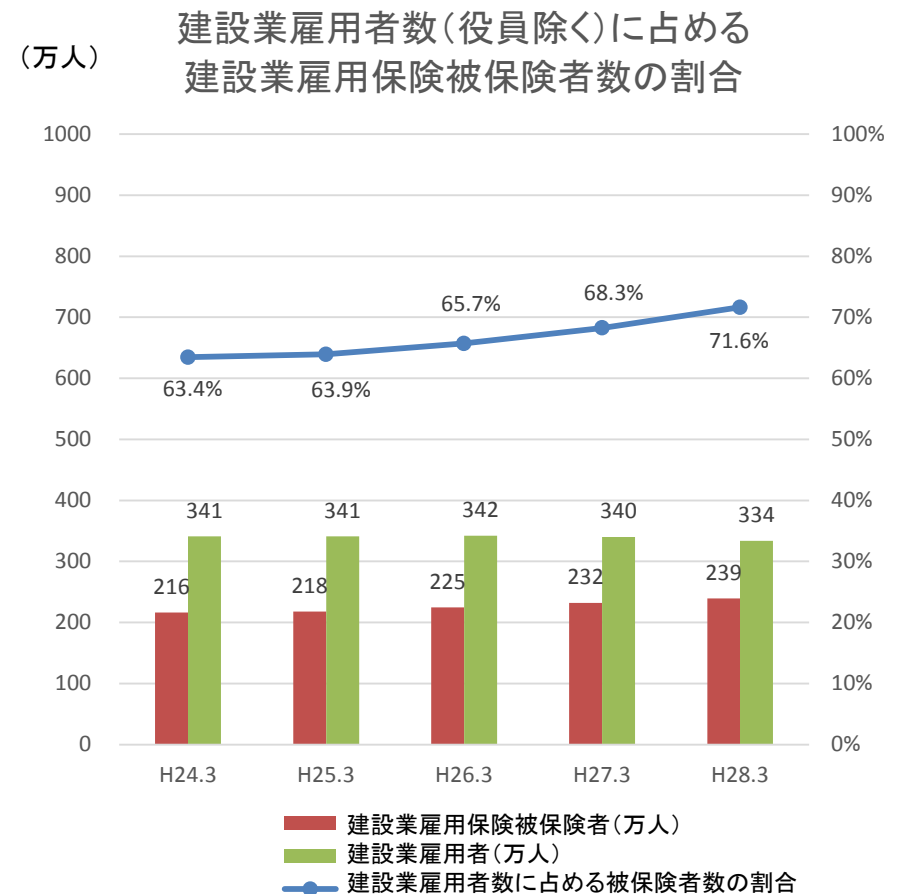
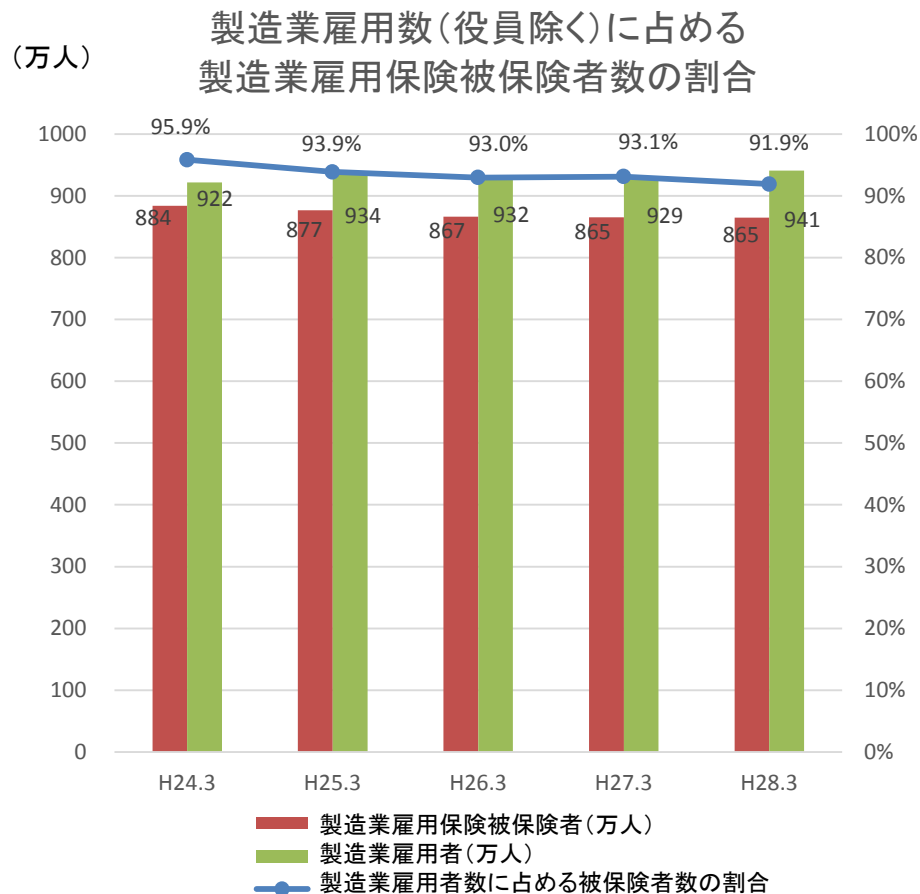


雇用者数に占める雇用保険被保険者数の割合の比較(製造業／建設業)

『雇用保険事業年報』(厚生労働省)における「雇用保険被保険者数」を『労働力調査』(総務省)における「雇用者数(役員を除く)」で除した割合を、「製造業」と「建設業」で比較した。

※この場合、分母である雇用者数(役員除く)及び分子である雇用保険被保険者数については、建設業における社会保険等未加入対策で主に対象としている現場の生産労働者以外(事務員等)も含んでいる

※『労働力調査』における「雇用者」と、雇用保険が適用される者は、実際には一致しない



出典:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」

(参考)型枠工事の社会保険加入状況(労働者別)の調査結果について

○ (一社) 日本型枠工事業協会のとりまとめた「型枠大工雇用実態調査報告書」(平成29年11月)によると、平成29年度の型枠大工及び型枠解体工の社会保険加入率は前年度と比較して大幅に上昇している。

型枠大工				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
雇用保険	39%	44%	80%	※適用除外除く
健康保険	—	55%	67%	※協会けんぽ・建設国保加入者の比率
厚生年金	34%	44%	85%	※適用除外除く

型枠解体工				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
雇用保険	19%	27%	70%	※適用除外除く
健康保険	—	40%	64%	※協会けんぽ・建設国保加入者の比率
厚生年金	12%	27%	72%	※適用除外除く

* 調査時期・・・平成29年8月末時点
* 調査対象人数・・・型枠大工：10,567人
型枠解体：3,878人

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

<目的>

本年度(平成29年度)が社会保険加入対策の目標年次であることを踏まえ、社会保険の加入や賃金の支払い状況について実態を把握し、更なる取組を検討するための基礎資料とする。

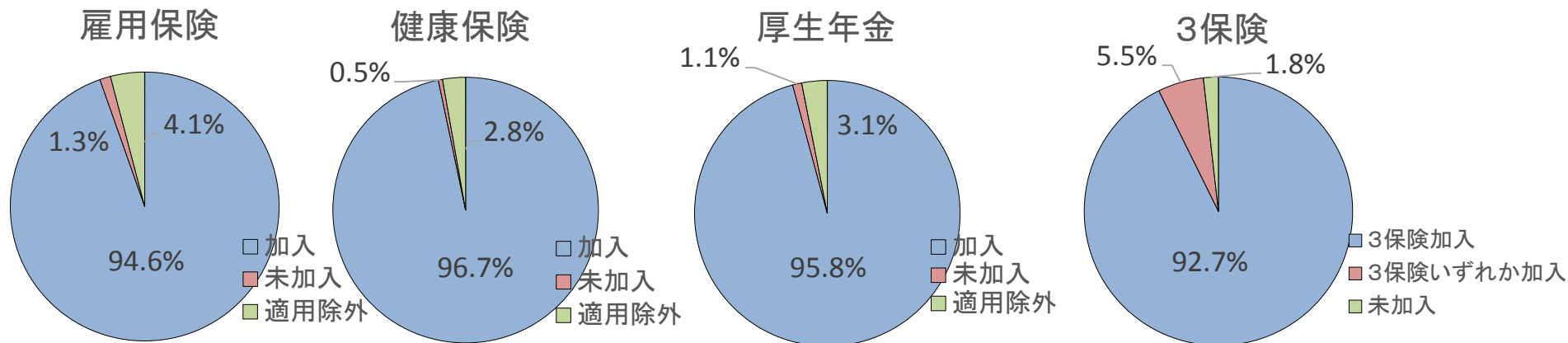
<調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から28,000者を無作為に抽出
2. 有効回答 6,888者
3. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
4. 調査項目
 - (1)企業の概要
企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地
 - (2)社会保険の加入状況
企業ベースの加入状況、直近の一現場に従事した技能労働者の加入状況
 - (3)賃金の支払い状況
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (4)法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差(見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか)
※現場については、元・下／次数／公共・民間／規模／地域といった属性も調査
5. 調査時期 9月末～11月中旬

実態調査の結果(社会保険加入状況)

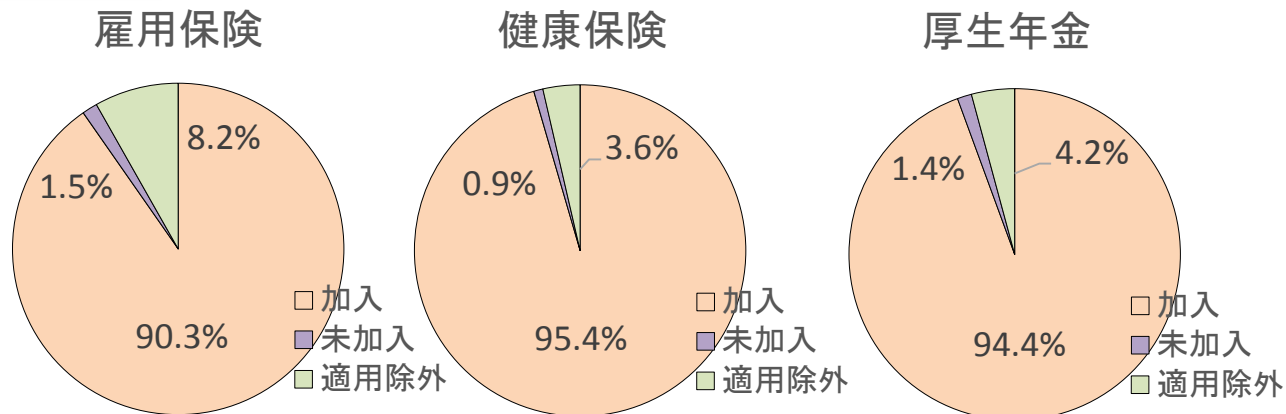
- 6,625者の許可業者から回答があり、企業別の加入率は雇用保険94.6%、健康保険96.7%、厚生年金保険95.8%、3保険92.7%であった。また、法令上加入義務のある「適切な保険」への加入率は98.2%であった。
- 回答のあった企業で雇用される技能者82,942名の加入率は、雇用保険90.3%、健康保険95.4%、厚生年金保険94.4%であった。

企業別



「適切な保険」への加入率(3保険)・・・98.2% (※)
※適用除外の企業(法令上加入する必要の無い企業)について、適切な保険へ加入していることとして加入率を算出

労働者別

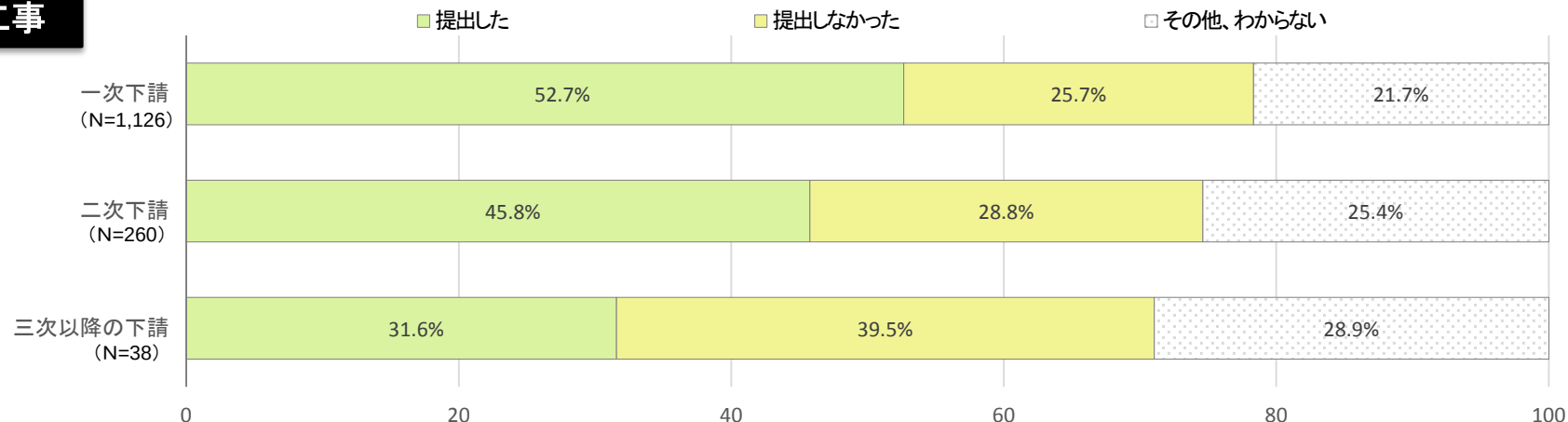


[企業サンプル数] 法人・個人事業計6,625者
[労働者サンプル数] 法人・個人事業計82,942者
労働者別では、設問の構成上3保険加入率は不明

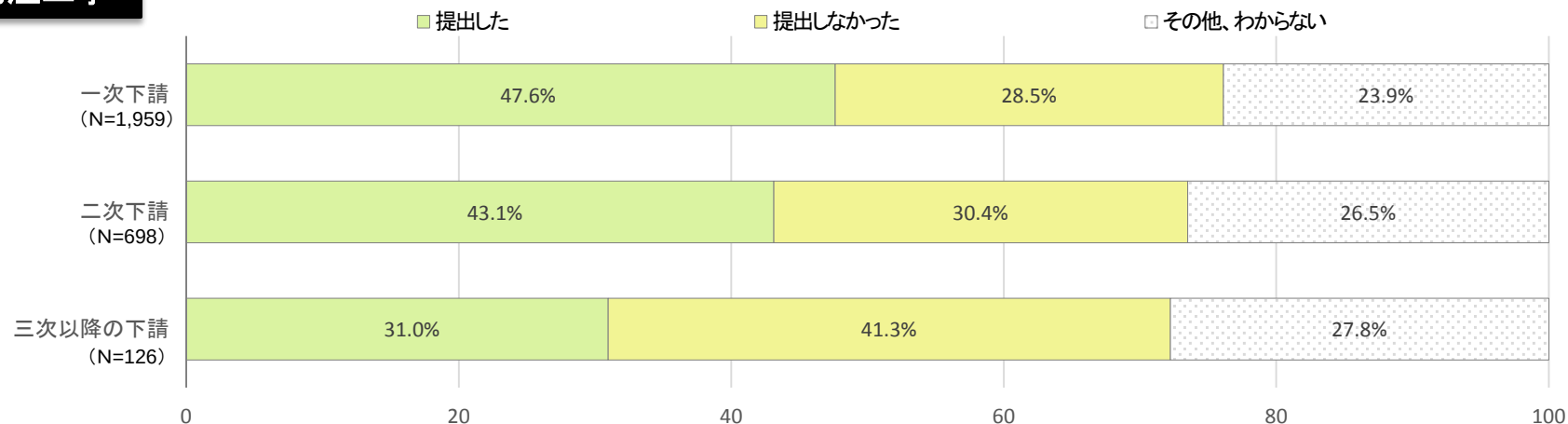
実態調査の結果(法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書を提出したかどうかについて質問。
- 公共工事・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど法定福利費を内訳明示した見積書を提出した工事の割合が減少。

公共工事



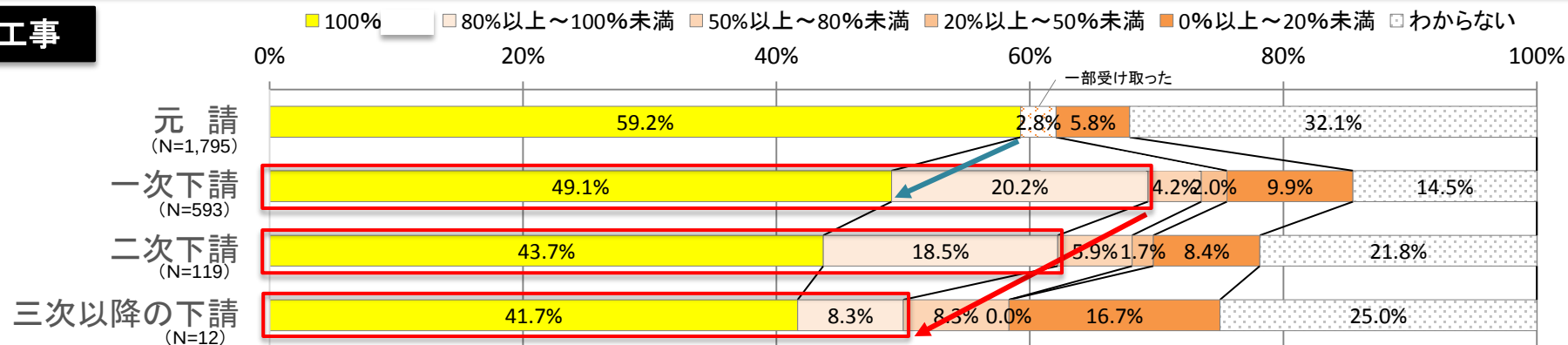
民間発注工事



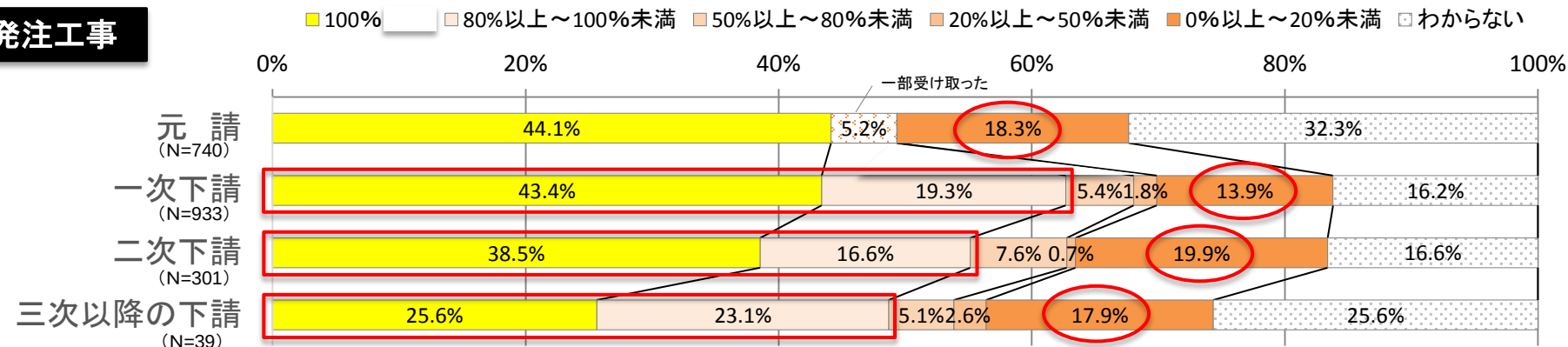
実態調査の結果(法定福利費の受取状況①)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が減少。
(一次:約6~7割の工事で確保 → 三次以下:約5割の工事で確保)
- 公共工事では、元請企業は約6割(59.2%)の工事で法定福利費を全額受け取っている一方、一次以下の下請企業が全額受け取れた工事は5割を下回っている。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が低く、20%未満しか受け取れなかった工事の割合が多い。また、三次以下の下請企業が全額受け取れた工事の割合は3割を下回っている。

公共工事



民間発注工事



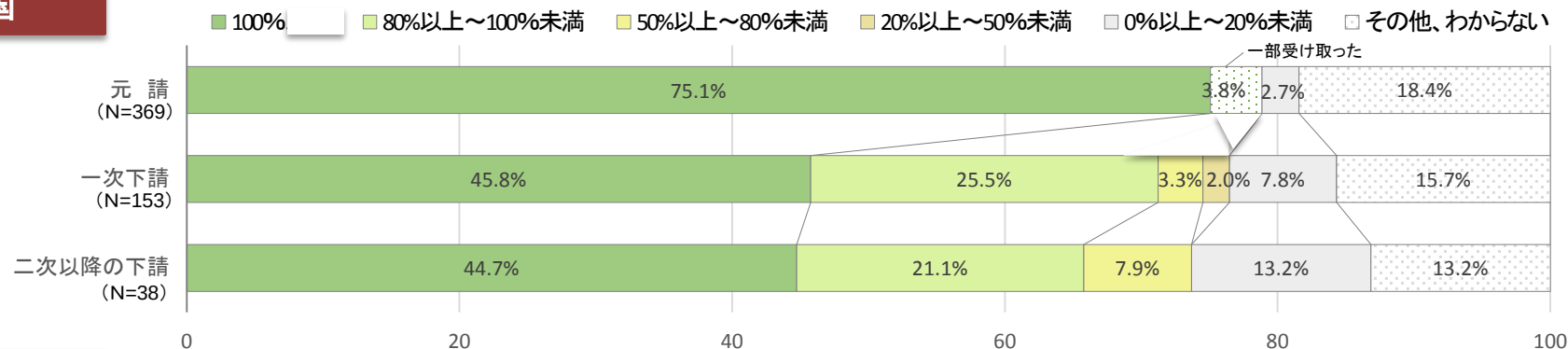
※下請の回答と比較するため、元請に対する設問の選択肢について、以下のとおり分類してグラフを作成している。

【調査の選択肢】	【分類】
全額受け取った	→ 100%
一部受け取った	→ 20%以上~100%未満
全く受け取っていない	→ 0%以上~20%未満

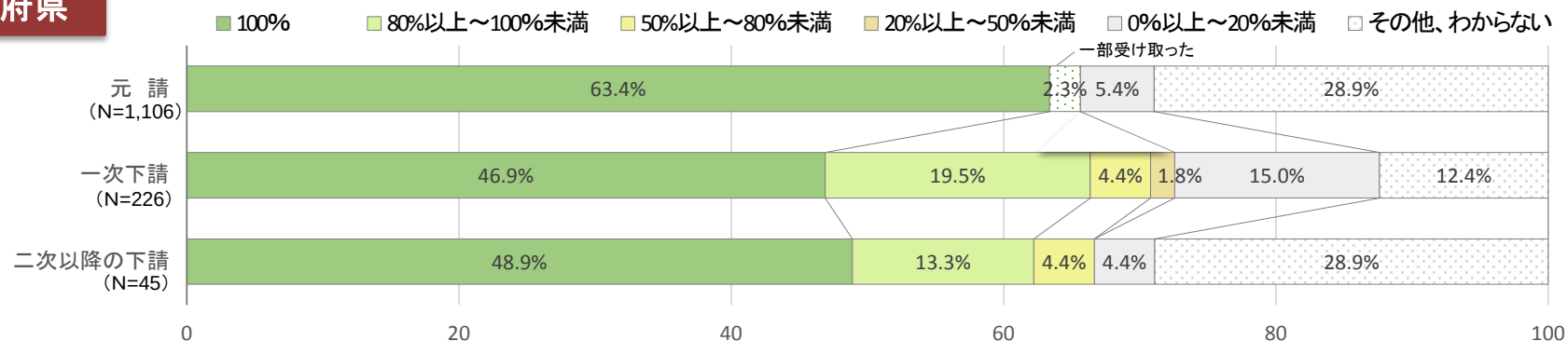
実態調査の結果(法定福利費の受取状況②)

○ 公共工事の発注者別に法定福利費の受取状況を比較すると、市区町村発注工事において、元請が全額受け取れた工事の割合が低い傾向となっている。

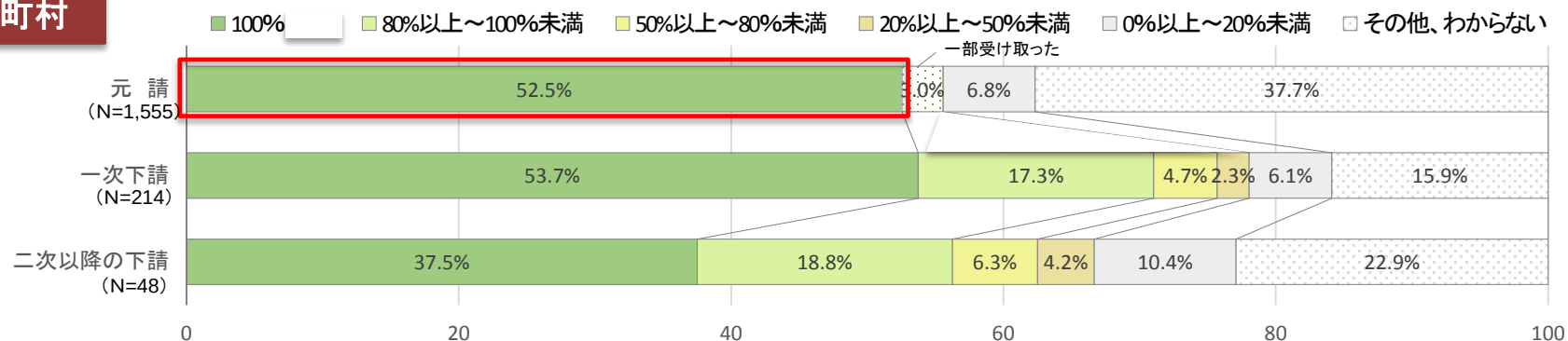
国



都道府県

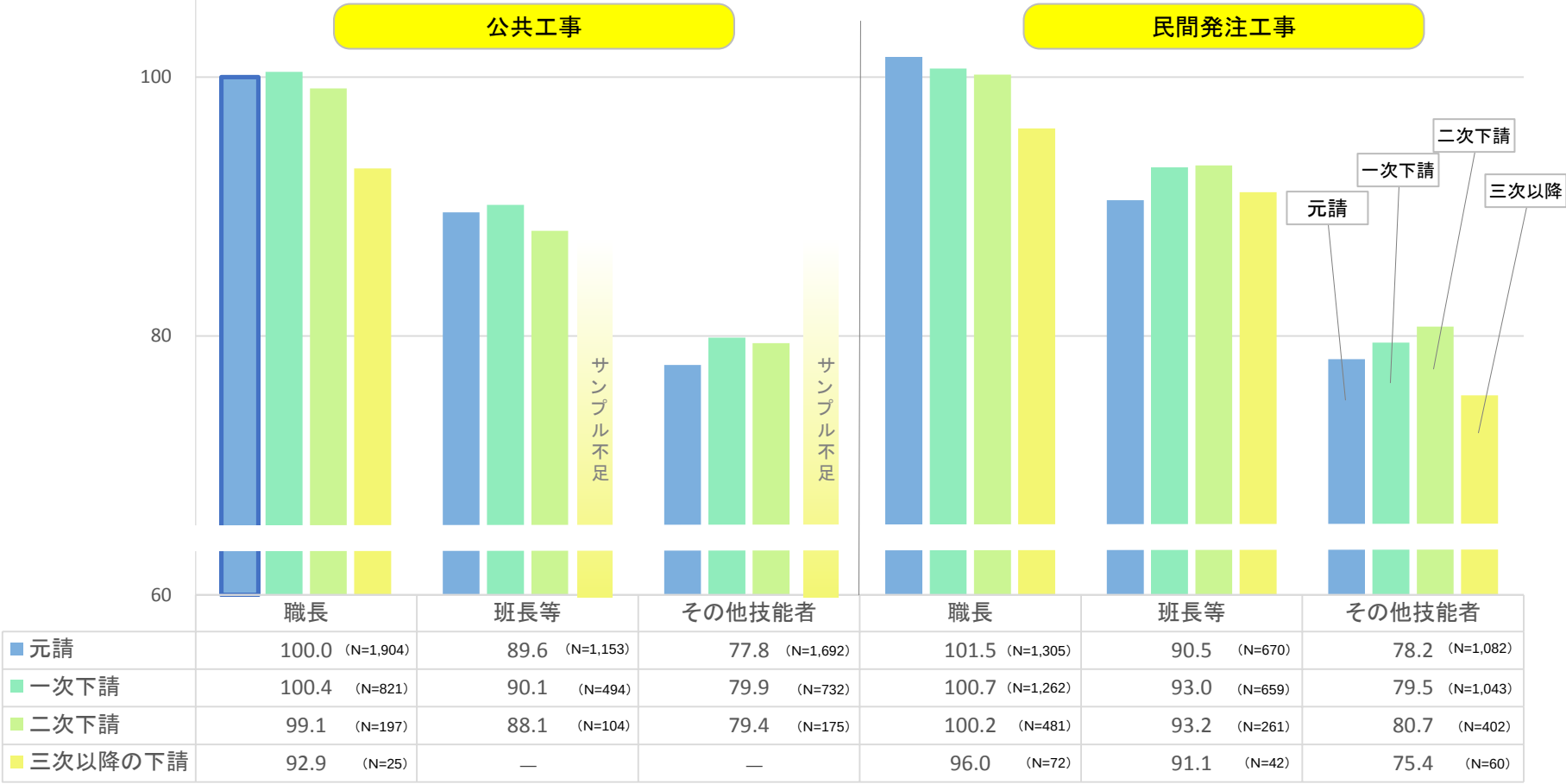


市区町村



- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者に対して支払っている賃金(※)について質問。
- 公共工事・民間発注工事にかかわらず、職階に応じた賃金水準となっている。また、三次以下の下請企業に雇用される技能者の賃金が低い傾向となっている。

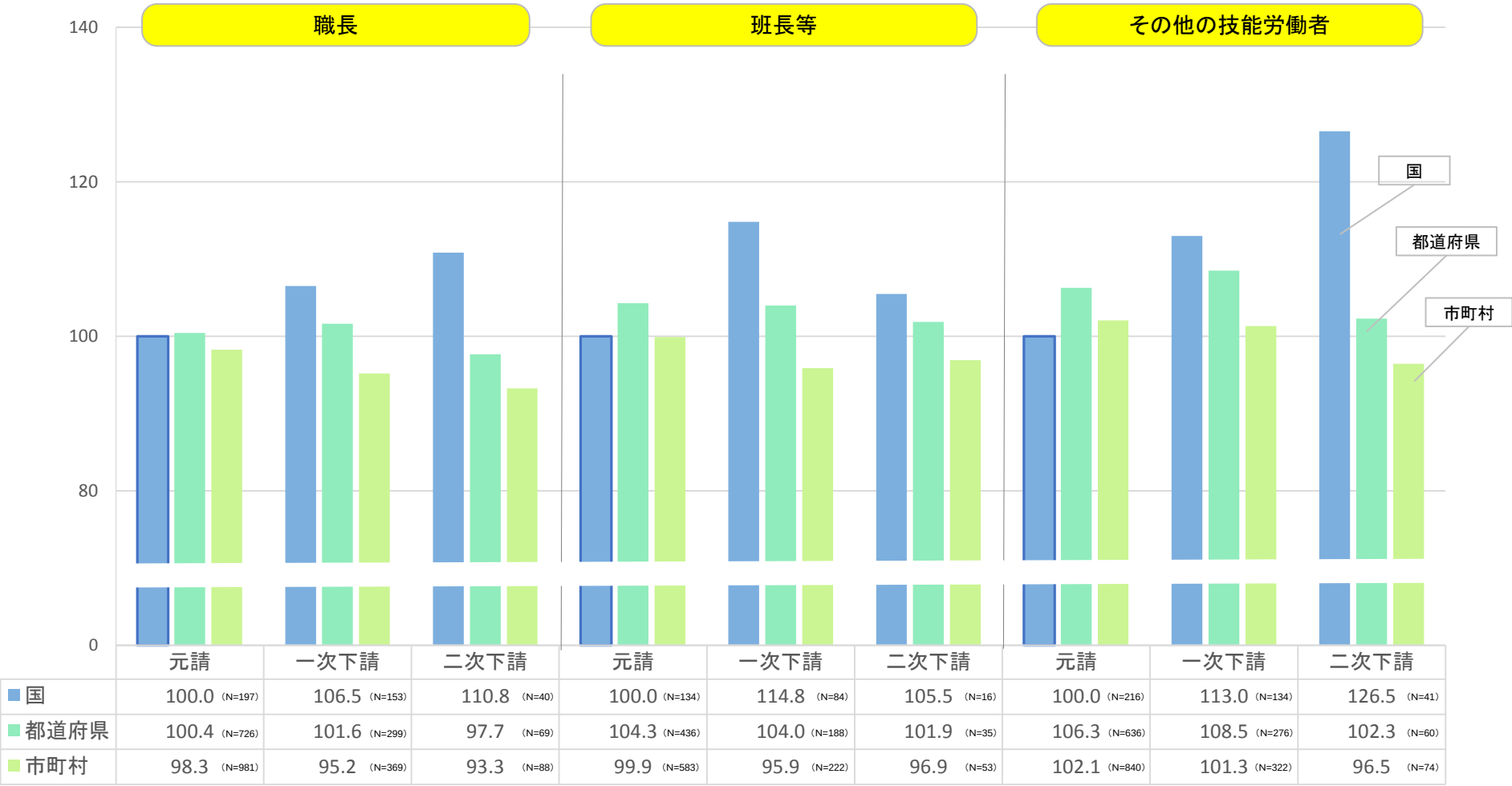
技能者の平均賃金(日額)
(公共工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出)



※基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当(時間外手当や休日手当を除く)、実物給与を含む日額の平均額(手取り額ではなく額面金額)について回答を求めた。
回答は、5,000円毎に設定した選択肢(例: 15,000円～20,000円未満、20,000円～25,000円未満 等)から選択。

○ 直近の公共工事に従事させた技能者に対し支払っている賃金について、発注者別に比較すると、市町村発注工事に従事した技能者の賃金水準がやや低い傾向となっている。

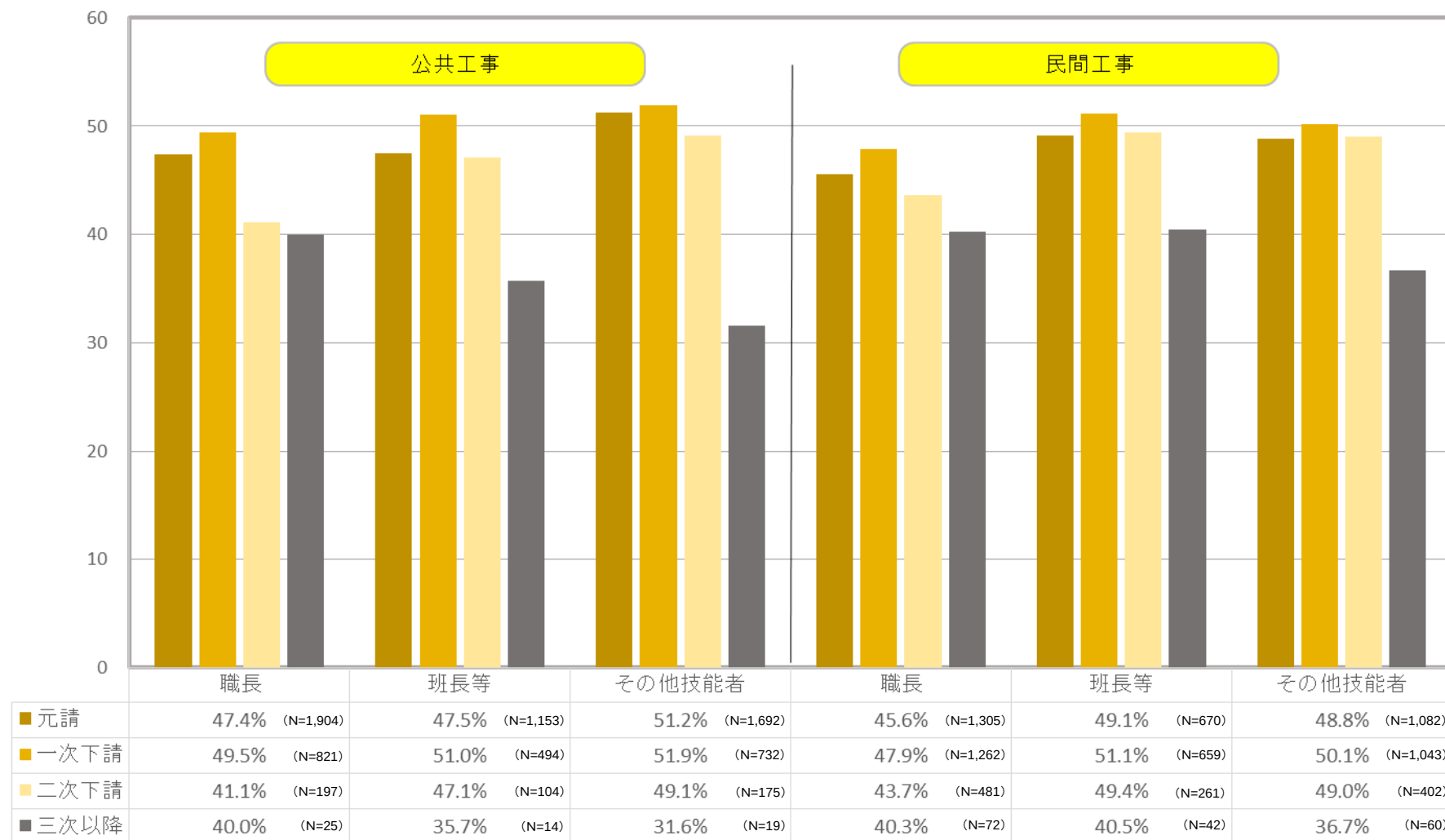
技能者の平均賃金(公共発注者別)



※国発注工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出
※三次下請以下については公共工事・民間発注工事いずれもサンプル数が少ないため割愛

- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者の賃金について、平成28年7月以降の改定状況について質問。
- 公共工事・民間発注工事に関わらず、元請企業から二次下請企業までは、4～5割の企業が賃金を引き上げたと回答。一方、三次以下の下請企業では、賃金を引き上げたと回答した企業は、3～4割に留まっている。

賃金を引き上げた企業の割合



法定福利費について

- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を十分に受け取れた工事の割合が減少。
- 公共工事では、元請企業と一次以下の下請企業との間で、法定福利費を全額受け取れた工事の割合にギャップがある。また、発注者により、法定福利費の受取状況が異なる傾向。
- 民間発注工事では、公共工事と比べ、法定福利費を確保できている工事の割合が少ない傾向。

賃金について

- 公共工事・民間発注工事に関わらず、職階に応じた賃金水準となっているが、三次以下の下請企業において、技能者の賃金が低い傾向となっており、また、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。



今般の調査結果を踏まえ、

- ・ 引き続き、必要な法定福利費や適正な賃金水準の確保について、関係団体に要請
- ・ 来年度においても、法定福利費や賃金の支払い状況について実態調査を実施

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況
調査結果

④建設業許可業者の加入率(推計値)

入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果①

- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組の実施状況及び社会保険等未加入業者への対応策を調査。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施済（定期の競争参加資格審査等で確認）		未実施	
	H29.3.31	H28.3.31	H29.3.31	H28.3.31
国	18 ←	17	1 ←	2
都道府県	46 ←	45	1 ←	2
市区町村	1089 ←	840	652 ←	901

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

※設問が前年度と異なるため、前年度結果を参考値として（）に記載

	全ての工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	一定金額以上の工事で、1次下請業者まで加入企業に限定	全ての工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	一定金額以上の工事で、2次下請業者以降も加入企業に限定	対策未実施
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	8(←6)	3(←3)	0(←0)	1(←0)	7
都道府県	17(←8)	5(←10)	3(←1)	0(←0)	22
市区町村	280(←113)	100(←55)	89(←34)	27(←6)	1245

③ 社会保険等未加入業者への対応（1次下請業者）※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	12	10	2	6
都道府県	38	30	18	2
市区町村	948	69	40	743

④ 社会保険等未加入業者への対応（2次下請業者以降）※複数回答

	元請企業に対し加入指導	許可行政庁へ通報	社保担当部局へ通報	指導・通報体制なし
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	10	8	2	6
都道府県	25	23	15	9
市区町村	885	55	35	802

- 国土交通省で昨年7月、標準約款（公共／民間／下請）を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 国・都道府県・市区町村ともに、概ね国土交通省の積算基準等を適用し、法定福利費を積算に適切に計上している。

① 積算における法定福利費（事業主負担分）の計上状況

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査(H29.3.31時点)
※市区町村には政令市を含む

	国交省の積算基準を適用しており、計上している	独自の積算基準を活用しており、現場管理費率に含み計上している	独自の積算基準を活用しており、現場管理費以外の項目に含み計上している	計上していない
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	17	0	0	1
都道府県	47	0	0	0
市区町村	1711	10	0	13

② 積算における法定福利費（本人負担分）の計上状況

	国交省の公共工事設定労務単価を適用しており、計上している	独自の設計労務単価を適用しており、計上している	計上していない
	H29.3.31	H29.3.31	H29.3.31
国	17	0	1
都道府県	47	0	0
市区町村	1702	8	24

※H30.1.12時点で未回答の7市区町村は含まない。

①これまでの社会保険加入状況

②社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査結果

③入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果

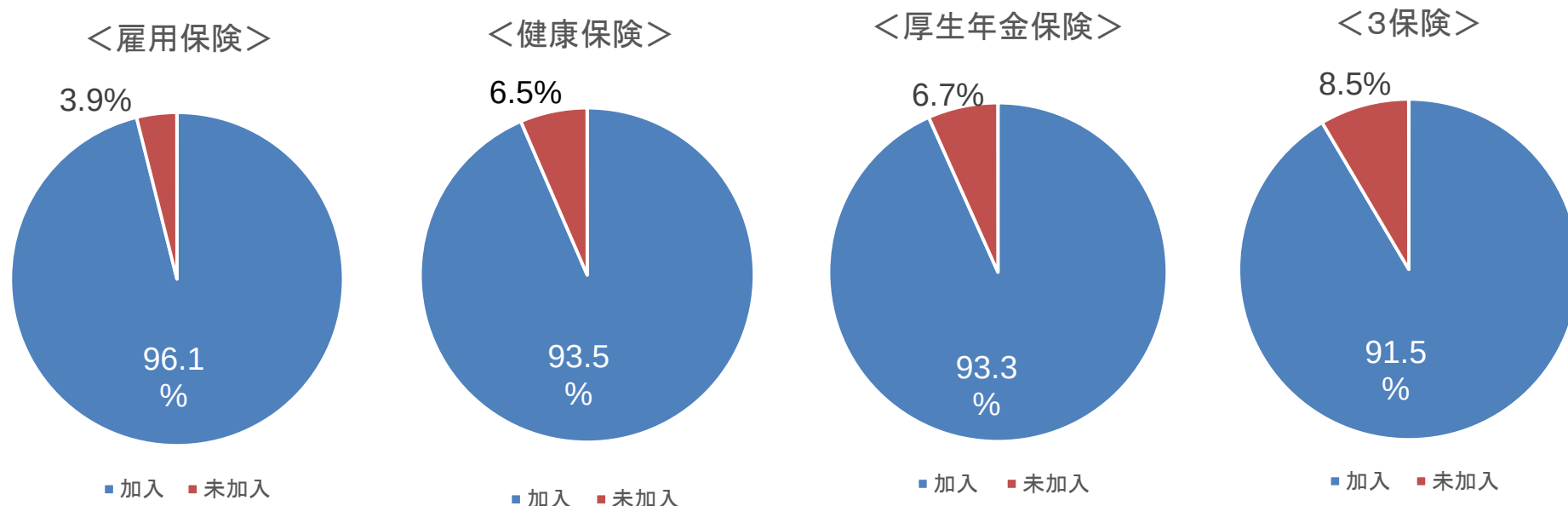
④建設業許可業者の加入率(推計値)

○ 許可処理システムの情報により集計（平成29年12月31日現在）

- ・ 加入率は、**雇用保険では96.1%、健康保険では93.5%、厚生年金保険では93.3%、3保険では91.5%**（※）。

※建設業者の一般的な情報については許可処理システムにて管理しており、そのうち社会保険の加入状況の許可処理システムへの入力率は平成29年12月31日現在で約87%である。このシステムへの入力率を100%に補正した場合の加入率を提示。

- ・ 未加入の建設業者については厚生労働省へ通報。通報後の加入状況については、今後厚生労働省から回報される予定（厚労省の指導等により加入に至った場合、加入率は上昇することとなる）。



※円グラフの数値は、平成29年12月31日時点の入力状況をもとに算出した推計値

今後の取組の方向性について

社会保険加入対策の今後の取組の方向性

- 平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇。
- 一方、未だ社会保険に加入していない企業が存在。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、社会保険加入を促進する取組が必要。
- 平成30年度以降2年間に於いて、以下の方向性に基づき、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施。

1. 地域における優良な取組事例の共有

- 社会保険加入推進地域会議の全国展開
 - ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国展開
 - ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配布し、対外的なPRを支援

2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- 建設キャリアアップシステムの活用
 - ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の加入状況等の簡易な把握が可能となることから、システムの活用方法等について関係者間で検討
 - ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- 未加入企業の更なる「見える化」
 - ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を「見える化」

3. 未加入企業への対策の強化

- 建設業許可業者からの未加入企業の排除
 - ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとすべく、建設業法改正を検討
- 民間工事や地方公共団体工事における対策強化
 - ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間約款の改正（加入企業に限定する規定を創設）の検討
 - ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

4. 法定福利費の確保の取組の強化

- 実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡らせるための施策の検討・実施
- 立入検査の継続
 - ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

5. 継続的な実態把握

- 社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況について、引き続き実態調査を実施

6. その他

- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討

平成30年1月15日

第2回建設業社会保険推進連絡協議会

- ・平成29年度の取組状況
- ・社会保険加入等の状況（許可業者の加入率（速報値）等）
- ・今後の取組の方向性

2月以降

地方ブロック毎に建設業社会保険推進地方連絡協議会を開催

（ 並行して「今後の取組の方向性」に示された施策の具体化について検討 ）

平成30年4月以降

許可業者の加入率・労働者単位の加入率^(※)の公表
「今後の取組の方向性」に示された施策を順次実施

（※）加入率の算出に必要な各種調査の公表時期
労働力調査（H29平均値）：1月末公表
雇用保険事業年報（H29.3時点）：12月1日
厚生年金保険適用状況調（H29.9時点）：3月末